

## 5. 介護保険条例準則（案）の変更点について（案）

※ 便宜上、第一号保険料が介護保険法施行令第39条の基準に基づいている場合については省略している。

改正前	改正後
<p><b>第五章 保険料</b> (保険料率)</p> <p><b>第十五条</b> 平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</li> <li>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</li> <li>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</li> <li>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</li> <li>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</li> </ul> <p>2 平成何年度から平成何年度までの令第三十八条第一項第四号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第一百四十三条の規定にかかわらず、何万円とする。</p>	<p>&lt;本則はそのまで、以下の附則を追加&gt;</p> <p><b>第二条</b> 平成十二年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。（※14年度の額の4分の1となる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</li> <li>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</li> <li>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</li> <li>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</li> <li>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</li> </ul> <p>2 平成十三年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。（※14年度の額の4分の3となる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</li> <li>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</li> <li>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</li> <li>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</li> <li>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</li> </ul>
<p><b>（普通徴収に係る納期）</b></p> <p><b>第十六条</b> 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第一期 四月一日から同月三十日まで 第二期 七月一日から同月三十一日まで 第三期 十月一日から同月三十一日まで 第四期 一月一日から同月三十一日まで</p> <p>（第 条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。）</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市（区、町、村）長が別に定めることができる。この場合において、市（区、町、村）長は、当該第一号被保険者（及び連帯納付義務者）に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。</p> <p>4 納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるときは、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p>	<p>&lt;本則はそのまで、以下の附則を追加&gt;</p> <p><b>第三条</b> 平成十二年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第十六条の規定に関わらず、次のとおりとする。</p> <p>第一期 十月一日から同月三十一日まで 第二期 一月一日から同月三十一日まで</p> <p>（第三条 平成十二年度の普通徴収に係る納期について、第 条の規定を適用する場合においては、同条中「毎月末日」とあるのは「十月以後毎月末日」とする。）</p> <p>2 平成十二年度において第十六条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「十月一日以後において別に定める時期とができる。」とする。</p> <p>3 平成十三年度においては、第三期及び第四期の納期に納付すべき保険料額は、第一期及び第二期の納期に納付すべき保険料額に二を乗じて得た額とすることを基本とする。</p> <p>（3 平成十三年度においては、十月から三月の納期に納付すべき保険料額は、四月から九月の納期に納付すべき保険料額に二を乗じて得た額とすることを基本とする。）</p>
<p><b>（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</b></p> <p><b>第十七条</b> 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p>	<p>&lt;本則はそのまで、以下の附則を追加&gt;</p> <p><b>第四条</b> 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額は、第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、平成十二年度においては、平成十二年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成十二年度通年保険料額」という。）を六で除して得た額に、平成十二年十月から平成十三年三月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得し</p>

た日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成十三年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- 一 平成十三年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成十三年度通年保険料額」という。）を十八（※1）で除して得た額に、平成十三年四月から平成十三年九月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- 二 平成十三年度通年保険料額を九（※2で除して得た額に、平成十三年十月から平成十四年三月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

※1及び※2

13年度においては、前半分の保険料と後半分の保険料が1：2となるので、年度前半の月当たりの保険料は、年間保険料の $1/3 \div 6 = 1/18$ 、年度後半の1月当たりの保険料は、年間保険料の $2/3 \div 6 = 1/9$ となる。

3 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当するに至った第一号被保険者（第一項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十八条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

（※ 年度途中で生活保護又はいわゆる「境界層該当者となった場合の保険料計算の条文）

（取り消しラインは、今回の特別対策とは関係のない修正）

4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に何円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第五条 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。以下この条において同じ）、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料額は、第十七条第三項の規定にかかわらず、平成十二年度及び平成十三年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 当該該当するに至った日が、平成十二年四月一日から同年十月三十一日までの間である場合 該当するに至った令第三十八条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額
- 二 当該該当するに至った日が、平成十二年十一月一日から平成十三年三月三十一日までの間である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に平成十二年十月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十三年三月までの月数を乗じて得た額の合算額

- 三 当該該当するに至った日が、平成十三年四月一日から同年九月三十日までの間である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年度通年保険料額を十八で除して得た額に平成十三年四月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第三十八条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額を十八で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十三年九月までの月数を乗じて得た額並びに

該当するに至った令第三十八条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額に三分の二（※3）を乗じて得た額の合算額

四 当該該当するに至った日が、平成十三年十月中である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年度通年保険料額を三で除して得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額に三分の二を乗じて得た額の合算額

五 当該該当するに至った日が、平成十三年十一月一日から平成一四年三月三十一日までの間である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年度通年保険料額を三で除して（※4）得た額、令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に平成十三年十月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十四年三月までの月数を乗じて得た額の合算額

※3及び※4

13年度においては、年度前半の保険料と年度後半の保険料が1：2なので、年度前半分の保険料は年間の保険料の1／3、年度後半分の保険料は2／3となる

#### （普通徴収の特例）

第十八条 保険料の算定の基礎に用いる市（区、町、村）民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料額をこえることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

#### 附 則

##### （平成十二年度における特別徴収の仮徴収の額）

第二条 この市の行う介護保険に係る介護保険法施行法第十六条第三項に規定する平成十二年度における介護保険料の特別徴収の仮徴収の額は、介護

＜本則はそのままで附則第三条を削除＞

削除

保険法施行規則第 条の規定にかかわらず、  
何円とする。

(平成十二年度における普通徴収の特例)

第三条 平成十二年度の保険料の普通徴収について

第十八条の規定を適用する場合においては、同条  
中「その者の前年度の保険料を当該年度の納期の  
数で除して得た額」とあるのは「何円」とする。

(関係条例の廃止)

第四条 何市（区、町、村）介護認定審査会の定数  
等を定める条例（平成十一年何市（区、町、村）  
条例第 号）は、廃止する。

2 何市（区、町、村）の平成十二年度における介  
護保険料の特別徴収の仮徴収の額に係る条例（平  
成十一年何市（区、町、村）条例第 号）は、  
廃止する。

削除

(関係条例の廃止)

第六条 何市（区、町、村）介護認定審査会の定数等  
定める条例（平成十一年何市（区、町、村）条例第  
号）は、廃止する。

2 削除

(参考)

## 第一号保険料を施行後半年間徴収しないことについて

1. 介護保険法においては、第1号保険料について、市町村が、毎年度4月1日を賦課期日として、年度を単位として第1号保険料を賦課するとともに、特別徴収又は普通徴収の方法により、第1号保険料を徴収すべき旨が規定されている。(法第130条及び第131条)
2. この場合において、普通徴収の場合については、その納期については市町村の条例で定めることとされており(法第133条)、また、特別徴収については、法施行後半年間に限ってはその実施が市町村の裁量に委ねられている(介護保険法施行法第16条第3項)ことから、市町村において、法施行後半年間に第1号保険料を徴収しないという取扱いを行うことは、法律上許容されている。

### ○ 介護保険法(抄)

(賦課期日)

第百三十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

(保険料の徴収の方法)

第百三十二条 第百二十九条の保険料の徴収については、第百三十五条の規定により特別徴収(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法若しくは農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの(以下「老齢退職年金給付」という。)の支払をする者(以下「年金保険者」という。)に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、地方自治法第二百三十二条の規定により納入の通知することによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならない。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第百三十三条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

### ○ 介護保険法施行法(抄)

第十六条

3 市町村は、第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者(災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収(同法第百三十一条に規定する特別徴収をいう。以下この条において同じ。)の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものを除く。)について、施行日から施行日の属する年の九月三十日までの間ににおいて老齢退職年金給付が支払われるときは、その支払に係る同法の規定による保険料の額として、政令で定めるところにより算定した額を、厚生省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収することができる。